

農地の無断利用を防ごう！

〜農地の売買・貸借・転用には許可が必要です！〜

岡町農業委員会（農林水産課内） ☎0820（79）1002

田や畑といった農地を宅地、駐車場、

資材置場等の農地以外のものにする

（転用）には、町長の許可（農地の面

積が4ヘクタールを超える場合は農林

水産大臣の協議・許可）を受けなけれ

ばなりません。また、農地に桜やクヌ

ギ等を植林する場合も転用となり、町

長の許可が必要です。（農地法第4条、

第5条）

なお、自己所有の農地の利用・保全

のために必要な施設（水路、農道等）

を設置する場合は、許可は不要ですが、

2アール未満の自己用の農業経営施

設（農舎、畜舎等）を設置する場合は、

農業委員会へ農地転用制限例外の届出

が必要となります。

農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つの

ケースがあります。

(1) 農地の所有者自らが、農地の転用を

する場合（農地法第4条）

(2) 農地の転用を目的として、所有権や

賃貸借権などの権利を移転したり設

定する場合（農地法第5条）

※手続き内容によって、添付書類等提

出するものが異なります。

許可なく貸借や転用をしたら？

無許可で転用した場合や、許可の内

容と異なる目的で転用した場合は、耕

作権の保護や権利移転などの法律行為

が無効になります。また、違反転用の

場合は町長が工事の中止や原状回復な

どを命ずることができません。

農地に該当するかの確認は、農業委

員会事務局へお問い合わせください。

農地銀行とは？

農地銀行は、農地を「売りたい（貸し

たい）」「買いたい（借りたい）」という

希望を周防大島担い手支援センターで取

りまとめています。農地の有効活用を希

望される方は、ぜひご利用ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のお知らせ

■給付金の対象となる方

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方 ※¹
(申請不要。対象者には支給済みです)
- (2) 公的年金等 ※²を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方 ※³ ※⁴
(要申請)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 (要申請)

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

※³ すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしている方だけでなく、児童扶養手当の支給が全額、

または一部を停止されたと推測される方も対象となります。

※⁴ 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要な物

通帳の写し、本人確認書類、収入額が分かる書類、年金額が分かる書類等

■申請場所

福祉課、各総合支所

■申請期限

令和5年2月28日(火)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820（77）5505

